

富山大学芸術文化学部校友会会則

平成19年4月1日制定

令和3年9月21日改正

(名称)

第1条 本会は、富山大学芸術文化学部校友会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、芸術文化学部在学生の保護者又は保証人（以下「保護者」という。）との交流を図ると共に、芸術文化学部の教育研究活動及び就職活動等を支援し、芸術文化学部の充実発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保護者と芸術文化学部との緊密な連絡を図るための事業
- (2) 学生の教育活動を支援するための事業
- (3) 学生の就職活動を支援するための事業
- (4) 学生の課外活動、福利厚生に関する援助
- (5) 芸術文化学部の諸行事に関する援助
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 保護者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会する者

(入退会)

第5条 本会への保護者の入退会は、学生の入学時もしくは本学部に転学部したことをもって入会し、学生の卒業時もしくは退学及び他学部に転学部したことをもって退会するものとする。

2 賛助会員の入退会は、申し出によるものとする。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 保護者各学年2名
- (4) 監事 保護者2名

2 前項第3号の理事は、総会において当該学年の正会員のうちから選出する。

3 第1項第4号の監事は、総会において正会員のうちから選出する。

4 第2項で選出された理事の中から、理事の推薦により、総会において会長及び副会長を選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を掌理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会の構成員としての職務を行う。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 会長、副会長及び監事の仕事は2年とし、再任は1期に限り認める。

- 2 理事の任期は、4年とする。
- 3 役員に欠員が生じた場合の後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。
(総会及び理事会)

第9条 本会に、総会及び理事会を置く。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回定期総会を開く。ただし、会長が必要と認めたときは、随時総会を開くことができる。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会の議決は、出席会員の過半数の同意によって決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 4 総会は郵便やインターネット上において開催されるものも有効とする。

(審議事項)

第11条 定期総会においては、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び事業計画の承認
- (2) 決算及び事業報告の承認
- (3) 役員(会長、副会長、監事及び理事)の承認
- (4) 本会則の改廃
- (5) その他理事会が決定した重要事項

(理事会)

第12条 理事会は、会長が随時これを開く。

2 理事会は、次の事項を立案、審議し、事業を執行する。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員(会長、副会長、監事及び理事)の推薦
- (4) 本会則の改廃
- (5) その他、本会の事業目的を達成するために必要な事項

(事業経費)

第13条 本会の事業経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会費及び寄付金)

第14条 正会員は、会費2万円を入学時に一括して納めるものとする。ただし、転学部により正会員となる場合は、会費1万5千円を入会時に納めるものとする。

- 2 既納の会費は、返納しない。
- 3 寄付金は、随時これを受け付けるものとする。

(予算・決算)

第15条 予算及び決算は、理事会及び総会の承認を経なければならない。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則改正)

第17条 本会則の改正は、総会の議決を経なければならない。

(事務)

第18条 本会の事務を処理するために幹事若干名を置く。

- 2 本会の事務所は、富山大学芸術文化学部内に置く。

附 則

- 1 この会則は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 この会則施行による在学生の保護者の入会については、第5条の規定にかかわらず、本会則の施行日をもって入会するものとする。
- 3 この会則施行による正会員の会費については、第14条の規定にかかわらず、本会則の施行日において2年生の保護者会員は1万5千円を一括して支払うものとする。

附 則

この会則は、令和3年9月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。